

## 電離放射線健康診断項目

放射線業務に従事し管理区域に立ち入る労働者に対しては、雇入れ時または当該業務への配置替え時及びその後6ヶ月以内ごとに1回、次の項目の健康診断を定期に実施しなければなりません。

- ①被ばく歴の有無の調査及びその評価
- ②白血球数及び白血球百分率の検査<sup>注)</sup>
- ③赤血球数、血色素量またはヘマトクリット値の検査
- ④白内障に関する眼の検査
- ⑤皮膚の検査

※雇入れ時または配置替え時の健康診断では、線源の種類などに応じて④を省略できます。

※定期に行う健康診断については、医師が必要でないと認めるときは、②～⑤の全部または一部を省略できます。

注)白血球百分率の検査は、リンパ球・単球・異型リンパ球・桿状核好中球・分葉核好中球・好酸球及び好塩基球の7分類法の検査とします。